

日本国環境省とインド共和国ジャル・シャクティ省との間の分散型生活排水管理分野における 協力覚書(仮訳)

日本国環境省とインド共和国ジャル・シャクティ省(以下、個別に「一方」といい、「双方」と総称する。)は、

両国間の既存の友好関係の強化を望み、
平等と相互の利益の原則に基づき、公共水域での水環境保全と公衆衛生の向上を目的とした分散型生活排水管理のための協力を促進するという共通の関心を考慮し、
効果的な環境保全はグローバルな協力と協調的な努力が必要であり、環境を保全する活動は地域、国家、地方レベルで実施されるべきことを認識し、
持続可能な開発目標(SDGs)ターゲット 6.3「未処理の排水の割合半減」を参照し、
それぞれの国の法令に従い、
次の認識に達した。

パラグラフ1 目的

この協力覚書(以下「本覚書」という。)の目的は、分散型生活排水管理の能力を強化、促進及び開発することである。

パラグラフ2 協力の範囲

協力の範囲は次のとおりとする。

1. 分散型生活排水管理
2. 処理水の効果的な再利用

パラグラフ3 協力の形態

定められた権限の範囲内で、かつ、それぞれの国の法令に従い、双方は、共通の関心分野(次の1から4までに掲げるものを含むが、これらに限定されない。)における協力を奨励し、及び促進する。

1. 分散型生活排水管理における情報と専門知識の共有
2. セミナー、会議、会合の開催
3. 研修、ワークショップ、実地研修を通じた能力構築
4. 相互に決定される他の形態

パラグラフ4 組織

1. 双方は、詳細な協力内容を作成し、その進捗状況を監視することにより、本覚書の実施に責任を負う会議体(以下「会議体」という。)をここに設立する。会議体は双方同数の構成員から

成る。構成員は、適切な場合における官民部門及び研究機関からの関与の可能性を追求する。会議体はインドと日本の交互において又は電話やビデオを使った会議で、年1回の会合を開催する。さらに、会議体は電話やビデオを使った会議を開催できる。

2. 双方により決定されれば、第三者(官民間わない。)が会議体の常任の又は臨時の構成員とすることができる。
3. 本覚書の署名後、会議体は招集された会議又は双方の書面による同意を通じて共同作業計画を決定する。作業計画は本覚書の内容に関連し、双方の役割並びに具体的な共同活動、目的、協力者及び受益者を記述する
4. 会議体は、インド共和国水省により実施される浄化槽パイロットプロジェクトについて助言や支援を提供することができる。

パラグラフ5 詳細書類

本覚書の下での活動を促進するために、具体的事例の詳細書類、すなわち予備的な実行可能調査報告、実行可能調査報告及び詳細プロジェクト報告等での各分野における詳細仕様及び必要があれば当該事例の計画や案件に対する資金手当等適切な事項を含んだ詳細書類を作成することができる。

パラグラフ6 知的財産権

本覚書の実施により生ずるいかなる知的財産も、パラグラフ5で言及された書類及びそれぞれの国の法令に従って行使される。

パラグラフ7 機密性

1. それぞれの一方は、本覚書の実施期間の間に他の一方から受け取った又は他の一方に提供した書類、情報及びその他のデータの機密性を遵守する。
2. このパラグラフはそれぞれの国の法令に影響を及ぼさない。
3. いずれの一方も、本覚書の下で他の一方から受け取った機密情報を、当該他の一方の書面による事前の同意を得ないで、開示してはならない。

パラグラフ8 問題の解決

本覚書の実施又は解釈から生じるいかなる問題も、双方の間の協議又は交渉を通じて友好的に解決される。

パラグラフ9 修正

本覚書は、双方の相互の書面による同意を通じていつでも修正することができる。

パラグラフ10 開始、期間及び終了

1. 本覚書の下での協力は、署名の日から開始する。
2. 本覚書の下での協力は、2年間継続し、双方の相互の同意により延長することができ、また、いずれかの一方が意図した終了日の少なくとも6か月前までに書面により通告した場合にはいつでも終了することができる。
3. 本覚書の下での協力の終了は、その時点で継続中のいかなる活動の期間についても、当該活動の終了まで影響を及ぼさない。

2025 年 8 月 20 日に英語により署名した。

日本国環境省のために

インド共和国ジャル・シャクティ省のために

環境大臣
浅尾 慶一郎

ジャル・シャクティ 大臣
チャンドラカント・ラグナート・パティル